

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田 中 利 明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)
地域名 (地域内農業集落名)	青山地区 (黒沢・川井・市福所・棚野)
協議の結果を取りまとめた年月日	【黒沢】令和6年9月3日、【川井・市福所】令和6年8月26日、【棚野】令和7年1月9日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

黒沢ダムの下流に広がる田園地帯である。

農地面積は90ha程度あり、水田を主とした農業が行われている。

保全管理組合が地区毎にあり、担い手(個人1名、法人2者)を中心とした地域内外の農業者による耕作が行われている。

黒沢地区では個人ごとに機械を所有している人が多く、それぞれの農業者による耕作が盛んに行われている。

黒沢地区では個人により、川井地区では団体を構成し、有機農業に取り組んでいる。

<課題>

【黒沢地区】

・獣害が多く、特に獣害策用の防護柵は老朽化が進んでいる。

・水路が老朽化している。

【川井地区】

・水路、農道の修繕が今後の課題。

【市福所地区】

・後継者がいない。

・獣害が多く、特に獣害策用の防護柵は老朽化が進んでいる。

・機械が壊れたら継続するのが難しい。

・生産しても採算が合わない。

・可動堰の老朽化。

【棚野地区】

・後継者不足、高齢化により草刈りなどの維持管理に苦慮。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現状の担い手で10年後も継続することを目標とし、耕作が難しくなった場合には地域内外の担い手・農業者へ集積していく。

・有機農業を継続していく。(黒沢地区、川井地区)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者や地域内に参入している法人への農地の集積・集約化を推進する。 地域内の担い手への集積が難しい場合は外部の担い手へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手がなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
現段階では事業の活用を考えていないが、集積が進んできた場合は基盤整備事業を活用し、生産効率の向上を図っていくことも検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
自治会や法人、担い手等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について
鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

②について
有機農業を今後も継続していく。

⑦・⑧について
保全管理組合の活動を通して農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。